

函館工業高等専門学校自家用電気工作物保安規程

昭和40年10月30日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における自家用電気工作物(以下「電気工作物」という。)の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本校校舎及び本校学生寮に係る電気工作物に適用する。

(他の法令との関係)

第3条 本校の電気工作物の保安に関しては、消防法(昭和23年法律第186号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及びその他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(規程の改正等)

第4条 この規程の改正又は次の項に定める細則の制定若しくは改正を行う場合には、あらかじめ第5条に定める電気主任技術者(以下「主任技術者」という。)の意見を徴さなければならない。

2 この規程を実施するために必要と認められる事項は、別に細則を定めるものとする。

(保安業務の担当組織等)

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務(以下「保安業務」という。)を執行するための組織構成は、次の各号に定めるところによる。

- 一 保安業務の総括管理は、校長(以下「管理者」という。)があたる。
- 二 保安業務を適格に遂行するため主任技術者を置き、資格を有する者のうちから校長が指名する者をもって充てる。
- 三 主任技術者を補佐し、保安業務を執行する者(以下「補助者」という。)を置き、施設関係の担当職員を充てる。
- 四 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合及び主任技術者が配置されていない施設については、主任技術者が行うべき職務を代行する者(以下「代務者」という。)を指名するものとする。

2 保安業務の分掌及び保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統図(以

下「保安全管理組織図」という。)は別図1のとおりとする。

(主任技術者の参画等)

第6条 管理者は、次の各号に掲げる事項を決定又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求め、立案に参加させ又は立合わさなければならない。

- 一 電気工作物に係る新設等の年度計画及び建設工事の計画に関する事項
- 二 電気工作物に係る重大な事故又は災害対策に関する事項
- 三 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が保安業務に関係あるとき。
- 四 所管官庁が法令に基づいて行う検査のとき。

(主任技術者及び補助者の義務)

第7条 主任技術者及び補助者は、法令及びこの規程を遵守し保安業務を誠実に行うとともに、電気工作物を常に技術基準に適合させておかなければならない。

2 主任技術者及び補助者の行う保安業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- 二 電気工作物の工事に関すること。
- 三 電気工作物の保守に関すること。
- 四 電気工作物の運転、操作に関すること。
- 五 電気工作物の災害対策に関すること。
- 六 保安業務の記録に関すること。
- 七 保安用器材及び書類の整備に関すること。

(従事者の義務)

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者(以下「従事者」という。)は、法令及びこの規程を遵守するとともに、主任技術者及び補助者の指示に従わなければならない。

2 従事者は、電気工作物に関し異常を発見したときは、速やかに主任技術者又は補助者に連絡するとともに、適切な措置を講じなければならない。

(保安教育及び訓練)

第9条 管理者は、主任技術者の参画のもとに、従事者に対し、保安の確保に必要な知識及び技能の教育を本校の実態に即して計画的に行うとともに、災害その他により電気事故が発生した場合の措置等について必要に応じ実地指導訓練を行わなければならない。

(工事の計画及び実施)

第10条 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために、電気工作物の主要な

修繕工事及び改良工事(以下「補修工事」という。)の計画を立案し、管理者の承認を求めなければならない。

- 2 電気工作物の補修工事を実施する場合は、主任技術者の監督のもとにこれを実施しなければならない。
- 3 電気工作物の補修工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成したときは主任技術者が技術基準に照らし、保安上支障ないことを確認しなければならない。

(巡視、点検、測定)

第11条 主任技術者は、電気工作物の保守のための巡視、点検及び測定を法令に定める技術基準に従い、計画的に実施しなければならない。

(技術基準に適合しないときの措置)

第12条 主任技術者は、巡視、点検、測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じなければならない。

(事故の再発防止)

第13条 主任技術者は、事故その他異常が発生した場合には、必要に応じて臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺ろうのないよう措置しなければならない。

(運転又は操作)

第14条 主任技術者は、電気工作物を安全確実に運転又は操作するため、次に掲げる事項について定めておかなければならない。

- 一 平常時及び事故その他の異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
- 二 電気工作物の軽微な故障の修理、使用停止及び使用制限等の応急措置並びに報告又は連絡事項
- 三 受配電室、電路等における監視

2 受電用しゃ断器の操作にあたっては、必要に応じて電力会社と連絡をとるものとする。

(防災体制)

第15条 主任技術者は、非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるよう次の事項について体制を整えておかなければならない。

- 一 指揮、命令、情報伝達経路

二 予防対策及び応急器材の整備，確保

(非常災害時の指揮又は操作)

第16条 非常災害時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督は，主任技術者が行う。

2 主任技術者は，災害時の発生に伴い危険と認められるときは，ただちに当該範囲の送電を停止することができる。

(記録)

第17条 主任技術者は，電気工作物の工事，維持及び運用に関する記録を別に定めるところにより記録し，これを3年間保存しなければならない。

2 主任技術者は，主要機器の補修記録は別に定める設備台帳により記録し，必要な期間保存しなければならない。

(責任の分界)

第18条 電気工作物と電気事業者の設置する電気事業の用に供する電気工作物との保安上の責任分界点及び財産分界点は，次のとおりとする。

一 本校校舎に係る保安上の責任分界点及び財産分界点は，20画56区34図84番40の99号柱上に設置した分岐開閉器の負荷側リード接続点とする。

二 本校学生寮に係る保安上の責任分界点及び財産分界点は，20画56区34図72番39の90号柱上より引込みの本校学生寮構内に設置した柱上開閉器の電源側リード接続点とする。

(危険の表示)

第19条 主任技術者は，受電室その他高圧電気工作物の設置場所等で危険のおそれのあるところには，注意を喚起するよう危険の表示をしなければならない。

(測定器具類の整備)

第20条 主任技術者は，電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し，適正に保管しなければならない。

(研究装置等の管理)

第21条 研究の用に供する装置等については，それぞれ研究者の責任において管理しなければならない。

(設計図書類の整備)

第22条 主任技術者は、電気工作物の新增設、改造等が行われた場合における設計図書及び取扱い説明書等を必要な期間整備保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

第23条 主任技術者は、所管官庁、電気事業者等に提出した図面、書類その他主要文書の写しを必要な期間保存しなければならない。

附 則

この規程は、昭和49年12月17日から施行し、昭和49年11月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成7年8月1日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月19日から施行する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第20号)

この規程は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第33号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

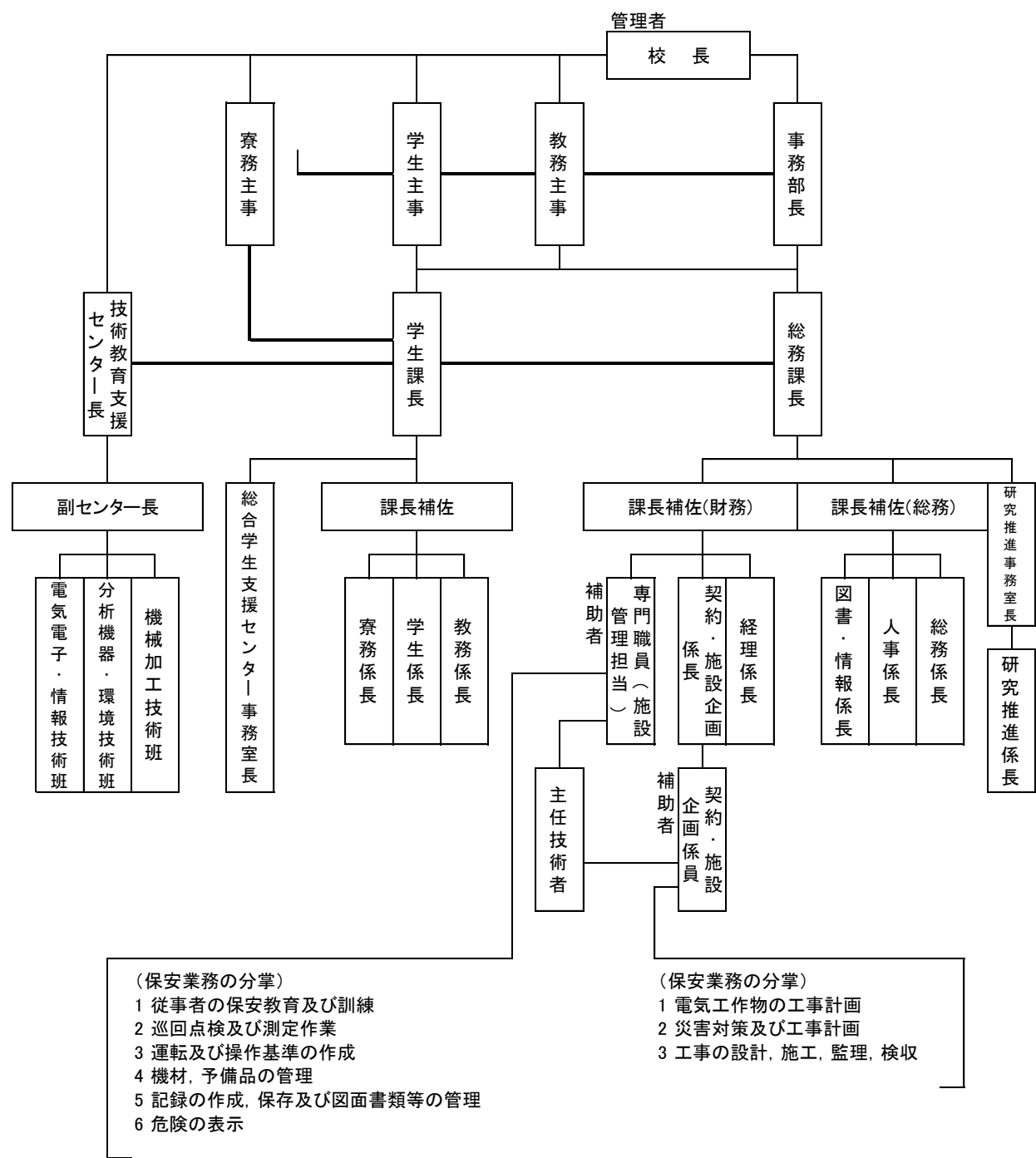
附 則(平成30年3月12日函高専達第88号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月15日函高専達第8号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

別図1(第5条関係)
保安全管理組織図



(注) ————— 保安業務に関する指揮命令系統を示す。
————— 連絡系統を示す。